

被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達）

平成9年7月4日

熊警甲第2148号

〔沿革〕 平成11年3月熊警甲第1219号、14年3月熊警第268号、16年8月第1094号、19年3月第277号、20年3月第411号、12月第1762号改正

被害者支援については、警察本部に「熊本県警察被害者支援推進委員会」を設置し、各種施策の推進に努めているところであるが、このたび、警察署における被害者支援推進体制を確立するため、別添のとおり「被害者支援推進委員会設置要綱」を制定したので、その効果的な運用に努められたい。

なお、「熊本県警察被害者対策推進委員会設置要綱の制定について」（平成8年3月27日付、熊警甲第801号）は廃止する。

別添

被害者支援推進委員会設置要綱

第1 設置

熊本県警察本部に熊本県警察被害者支援推進委員会（以下「本部委員会」という。）を、各警察署に警察署被害者支援推進委員会（以下「署委員会」という。）を置く。

第2 任務

- 1 本部委員会は、被害者支援の実施に関し、総合的な検討を行い、その推進を図ることを任務とする。
- 2 署委員会は、警察署における被害者支援の実施に関し、具体的な検討を行い、その推進を図ることを任務とする。

第3 本部委員会の構成

本部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる者をもって充てる。

第4 本部委員会の運営

- 1 本部委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第5 幹事会

- 1 本部委員会の任務を補助させるため、本部委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2

に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、次の事項について検討し、その結果を本部委員会に報告するものとする。

- (1) 被害者の救援に関すること。
- (2) 捜査過程における被害者の第二次的被害の防止・軽減に関すること。
- (3) 被害者等の安全の確保に関すること。
- (4) 被害者支援推進体制等の整備に関すること。
- (5) その他被害者支援を推進するために必要な事項

4 本部委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

第6 専門部会

- 1 幹事会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第7 庶務

本部委員会及び幹事会の庶務は、警察本部広報県民課において行う。

第8 署委員会の構成等

署委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、署長が定める。

別表1

本部委員会

委員長	副委員長	委員
警務部長	警務部参事官（警務課長を兼ねる者に限る。）	警務部参事官 生活安全部参事官 刑事部参事官 交通部参事官 警備部参事官

別表2

幹事会

幹事長	副幹事長	幹事
広報県民課長	刑事企画課長	総務課長 警務課長 監察課長 会計課長 教養課長 厚生課長

		生活安全企画課長 少年課長 生活環境課長 地域課長 捜査第一課長 捜査第二課長 組織犯罪対策課長 鑑識課長 交通企画課長 交通指導課長 警備第一課長 警備第二課長 警務部企画調査官
--	--	--